

1. 件名：「東海第二発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(82)」

2. 日時：平成30年3月7日（水）10時00分～10時50分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：三井上席安全審査官、竹内上席安全審査官、佐藤（秀）主任安全審査官、永井主任安全審査官、中村主任安全審査官

日本原子力発電：開発計画室 室長代理 他6名

5. 要旨

①日本原子力発電から、平成26年5月20日に申請のあった東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、アクセスルートに係る地盤の高さの誤りに関連して、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価における変更点の有無について説明があった。基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価における審査資料差替及び評価結果の変更はないとの旨であった。

②説明内容に対し、本日の説明内容の要点について数ページ程度にまとめた概要資料を提出するように指示をした。なお、審議内容及び結果に影響するものでないことを確認した。

③日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

④日本原子力発電から、平成30年2月27日の面談にて規制庁から説明を求めた、耐震重要施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価における「基礎底面」、「基礎岩盤」等の記載の使い分けについて、資料が提出された。原子力規制庁から、本資料の内容については引き続き確認する旨を伝えた。

6. 提出資料

- ・ 東海第二発電所における基礎地盤等用語の使い分けについて

7. 参考資料（日本原電既提出資料）

〔平成30年3月5日新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング提出資料〕

- ・ 東海第二発電所「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に係る入力データの適正化及び対策方針への影響確認について

〔第548回（平成30年2月13日）審査会合資料〕

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書及び審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る原因分析結果

〔平成30年3月6日新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング提出資料〕

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について

〔平成30年1月19日新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング提出資料〕

- ・ 東海第二発電所「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」におけるアクセスルートの対策実施箇所の修正について

〔平成30年3月5日新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング提出資料〕

- ・ 東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術能力に係る審査基準」への適合状況について 添付資料 1.0.2 東海第二発電所可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて

〔第526回（平成29年11月10日）審査会合資料〕

- ・ 東海第二発電所 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について

- ・ 東海第二発電所 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について（補足説明資料）